令和5年度(2023年度)
港区食品衛生監視指導の実施結果

令和6年(2024年)6月

港 区 み な と 保 健 所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導の実施結果の概要

食品衛生法第24条に基づく「令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導の計画」の実施結果について、以下のとおり概要を取りまとめました。

1 食品衛生法に基づく監視指導件数

計27，040軒の施設に延べ10，059件の立入検査を実施しました。また港区内に本社が存在する食品の輸入販売者、食品製造者等の不適正な取扱いの食品等に関して食品衛生法に基づき指導しました。

2 食品表示法に基づく監視件数

区内の食品取扱事業所へ監視指導や収去検査等で立ち入った際、食品表示法に基づき2,123件の監視を行いました。港区内で製造された食品や表示責任者が港区内の事業者である食品に不適正な表示があった場合は、食品表示法に基づき指導しました。

3 食品の収去検査

港区内で製造された食品を中心に199検体の食品を収去し、細菌検査及び理化学検査を実施しました。食品衛生法の違反はありませんでしたが、東京都の一斉収去検査成績に基づく措置基準を逸脱した食品については、営業者に対し食品の衛生的な取扱いについて指導しました。また、食品表示法に違反している食品及び違反の疑いがある食品についても、食品関連事業者に対し適切な表示を行うよう指導しました。

4 食中毒調査

港区内では14件、患者数72人の食中毒事件が発生しました。原因物質はアニサキスによるものが7件、カンピロバクターによるもの及びノロウイルスによるものがそれぞれ3件、ヒスタミンによるものが1件でした。また、調査を実施したものの食中毒と断定できなかった事例は9件で、106人を対象に調査しました。

5 不利益処分

食中毒の原因となった施設や食品衛生法に違反する食品の輸入販売者に対し、営業停止や違反食品の販売禁止等の不利益処分を16件行いました。

また、不利益処分は行わなかったものの、違反食品等として、輸入販売者や食品製造者等を調査指導した件数は96件でした。

6 食品等の自主回収

アレルギー表示の欠落や異物混入等の理由で、食品の輸入販売業者から28件の自主回収の報告を受けました。また、食品衛生法又は食品表示法に基づく自主回収の対象ではないものの、製品に不適切な点があったとして自主回収の報告があった件数は11件でした。

7 食品等に関する苦情・相談

食品への異物混入や食品取扱施設の衛生状態等に関して187件の申し出がありました。また、食品等事業者からは営業許可や表示の方法、食品添加物の使用方法等について、27,385件の相談が寄せられました。

8 食品衛生普及啓発事業

食品等事業者や区民等を対象に食品衛生講習会等を54回開催し、1，262人の参加がありました。また、広報みなとや動画配信、SNS、各種イベント等を通じ食品衛生情報を提供しました。

9 調理師・製菓衛生師免許

調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等において、東京都との経由事務を行いました。

また、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書配布に協力しました。

令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

港区では令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画に基づき、食品等に起因する危害の発生を防止し、区民の食生活の安全・安心を確保するため、さまざまな事業を実施しました。 このたび、その実施結果をまとめたのでお知らせします。

1 監視指導件数

飲食店、食品販売店、食品製造施設等、計27，040軒の施設に延べ10，059件の立入検査を実施し、食中毒の予防をはじめ、不正な添加物使用等の違反食品や異物混入等の発生の防止に重点を置いて、施設のHACCP※1に沿った衛生管理について監視指導を行いました。（食品衛生監視指導計画に対する目標達成率：100.6％）

※1食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらが危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

（1）食品衛生法に規定する営業※2（詳細は別表1及び2）

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和5年度総数	19,594	3,432	2	3,524	9,581
改正後食品衛生法第55条に規定する営業	8,445	3,432	2	487	7,684
改正前食品衛生法第52条に規定する営業	11,149	-	-	3,037	1,897

※2令和3年6月1日から改正食品衛生法による許可届出制度が施行されました。なお施行日以前に許可を受けた施設は、令和元年政令第123号附則第2条の規定により有効期間満了日まで営業することができます。

（2）東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（ふぐ取扱所）

	施設数	認証件数	廃止数	監視指導件数
令和5年度総数	350	40	64	91

（3）改正食品衛生法第57条の規定による届出営業施設※3（詳細は別表3）

	施設数	新規届出数	廃業数	監視指導件数
令和5年度総数	7,083	1,165	364	386

※3改正食品衛生法第57条による届出制度は、令和3年6月1日から施行されました。

(4)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
令和5年度総数	12	1	1	－

(5)港区食品衛生法施行細則に規定する生食用食肉の取扱い開始の報告等(再掲)

	施設数	新規報告数	廃止数	監視指導件数
令和5年度総数	87	34	19	34
飲食店営業	86	34	19	34
食肉販売業	1	－	－	－

2 食品表示法に基づく監視件数

食品表示法に基づき、計2,123件の監視を行いました。アレルギー物質及び添加物の表示適正化に重点を置き、収去検査結果等をふまえ指導しました。

		監視件数
令和5年度総数		2,123
加工食品		1,939
生鮮食品	農産物	54
	畜産物	86
	水産物	43
食品添加物		1

3 食品等の収去※4検査

199検体の食品を収去し、細菌検査及び理化学検査を実施しました。(食品衛生監視指導計画に対する目標達成率:110.6%)

規格基準が定められている食品(アイスクリーム、ナチュラルチーズ、食肉製品)の成分規格は、すべて適合していました。規格基準が定められていない食品について、検査の結果、東京都の一斉収去検査成績に基づく措置基準を逸脱した食品については、立

入調査及び再収去により食品の取扱い状況を確認し、営業者に対し食品の衛生的な取扱いを行うよう指導しました。理化学検査の結果、食品添加物の使用基準等の違反はありませんでした。また、食品表示法違反の食品については、食品関連事業者に対し適切な表示を行うよう指導しました。

※4食品衛生法第28条第1項及び食品表示法第8条第1項に基づいて実施する食品等の検査です。食品衛生監視員は、必要に応じて食品等事業者から試験に必要な量の食品等を無償で収去することができます。

食品の収去検査結果

			検体数		法違反		要注意・不適正		違反・要注意・不適正の内容
	収去品目	検査種別		輸入品（再掲）		輸入品（再掲）		輸入品（再掲）	
5月	学校給食	細菌	7	－	－	－	－	－	
		化学	2	－	－	－	－	－	
	豆腐	細菌	3	－			－	－	
	保育園給食	細菌	8	－	－	－	－	－	
		化学	1	－	－	－	－	－	
6月	自動車	細菌	6	－	－	－	－	－	
	学校給食	細菌	9	－	－	－	－	－	
7月	保育園給食	細菌	8	－	－	－	－	－	
		化学	2	－	－	－	－	－	
	アイスクリーム類	細菌	4	－	－	－	－	－	
8月	輸入食品	化学	11	11	－	－	－	－	
	ナチュラルチーズ	細菌	3	－	－	－	－	－	
9月	保育園給食	細菌	7	－	－	－	－	－	
	調理済み食品	細菌	8	－	－	－	－	－	
10月	保育園給食	細菌	8	－	－	－	－	－	
	調理済み食品	細菌	1	－	－	－	－	－	
	学校給食	細菌	5	－	－	－	－	－	
11月	食肉製品	細菌	6	－	4	－	－	－	食品表示法第５条違反
		化学	4	－					
	自動車	細菌	6	－	－	－	2	－	食品表示法第5条違反疑い
	洋生菓子	細菌	10	－	－	－	－	－	
12月	輸入食品	化学	16	16	－	－	1	1	食品表示法第5条違反疑い
	保育園給食	細菌	8	－	－	－	－	－	
	調理済み食品	細菌	8	－	－	－	－	－	
1月	保育園給食	細菌	9	－	－	－	－	－	
	調理済み食品	細菌	8	－	－	－	－	－	
2月	保育園給食	細菌	9		－	－	－	－	
	学校給食	細菌	7	－	－	－	－	－	
3月	保育園給食	細菌	9	－	－	－	－	－	
	学校給食	細菌	6	－	－	－	－	－	
計			199	27	4	－	3	1	

4 食中毒調査

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するために細菌・ウイルス検査及び疫学調査等を実施し、事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して再発防止のための衛生指導を行います。また、原因施設に対し営業停止等の不利益処分を行った場合は、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表します。

区外に原因施設があっても、区内に関連施設がある場合並びに原因施設を利用した区民、在勤・在学者及び患者が区内にいる場合は、食中毒関連調査として検便等を含む疫学調査を行います。令和5年度に港区内で発生した食中毒事件は以下のとおりでした。

(1)港区内で発生した食中毒事件

No.	発生月日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	5月19日	飲食店(一般)	1	刺身盛合せ	アニサキス
2	5月25日	飲食店(一般)	2	ブリの 西京みそ焼き	ヒスタミン
3	6月25日	飲食店(すし)	1	食事(生の鮮魚介類 を含む)	アニサキス
4	6月26日	飲食店(すし)	1	寿司 (アジ、ハマチを含む)	アニサキス
5	7月10日	飲食店(一般)	4	食事 (鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
6	7月12日	飲食店(一般)	1	寿司会席	アニサキス
7	8月23日	飲食店(すし)	1	コース料理(生の鮮魚 介類を含む)	アニサキス
8	9月10日	飲食店(すし)	1	コース料理 (寿司を含む)	アニサキス
9	9月13日	飲食店(一般)	4	食事 (鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
10	9月30日	飲食店(一般)	6	コース料理	ノロウイルス
11	1月12日	飲食店(一般)	3	食事 (鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
12	1月13日	飲食店(一般)	1	食事 (刺身を含む)	アニサキス
13	2月16日	飲食店(一般)	3	食事	ノロウイルス
14	2月18日	飲食店(一般)	43	食事	ノロウイルス
計			72		

(2)調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件

区　　分	総　　数
調査件数	9
被調査人数	106

(3)食中毒関連調査

区　　分	総　　数
調査件数	123
被調査施設数	114
被調査人数	379

(4)全都における食中毒発生件数及び患者数(参考※5)

	件　　数	患 者 数
令和5年	137	878
令和4年	104	519
令和3年	83	610
令和2年	114	3,359
令和元年	119	865

※5東京都の集計は1月から12月の期間となっています。

(5)保菌者検索事業※6

	調査件数	被調査人数
令和5年度総数	19	19

※6腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関し、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施し、食中毒の未然防止並びに早期発見及び発生原因の究明を目的として実施しています。

5 不利益処分

食中毒が発生した場合、原因施設に対して営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図ります。また、食品衛生法に違反する食品を発見した場合、原因や流通経路等を調査し、当該食品の販売禁止等を措置し違反食品の排除を図ります。これらの不利益処分を行った場合、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表します。令和5年度に港区が行った不利益処分は以下のとおりでした。

(1)港区が行った食品衛生不利益処分

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	5月30日	飲食店 営業※7	営業停止 命令	第6条 第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	5月18日に調理し、提供した刺身盛合せ
2	6月2日	飲食店 営業※7	営業停止 命令	第6条 第2号	食中毒患者の発生 (ヒスタミン)	5月25日に調理し、提供したブリの西京みそ焼き
3	6月29日	輸入 販売業	販売禁止 命令	第13条 第2項	添加物の規格基準違反(厚生労働大臣が定める使用基準を超えてイマザリルが検出された)	グレープフルーツ
4	7月5日	飲食店 営業※7	営業停止 命令	第6条 第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月24日に調理し、提供した食事(生の鮮魚介類を含む)
5	7月11日	飲食店 営業※7	営業停止 命令	第6条 第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月25日に調理し、提供した寿司(アジ、ハマチを含む)
6	7月26日	飲食店 営業※7	営業停止 命令	第6条 第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	7月11日に調理し、提供した寿司会席
7	8月1日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条 第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	7月9日に調理し、提供した食事(鶏肉料理を含む)
8	8月31日	飲食店 営業※7	営業停止 命令	第6条 第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	8月22日に調理し、提供したコース料理(生の鮮魚介類を含む)

9	10月2日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（アニサキス）	9月10日に調理し、提供したコース料理（寿司を含む）
10	10月6日	飲食店営業※7	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（カンピロバクター）	9月10日に調理し、提供した食事（鶏肉料理を含む）
11	10月16日	飲食店営業※7	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（ノロウイルス）	9月28日、9月29日に調理し、提供したコース料理
12	1月26日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（アニサキス）	1月12日に調理し、提供した食事（刺身を含む）
13	1月29日	飲食店営業※7	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（カンピロバクター）	1月10日に調理し、提供した食事（鶏肉料理を含む）
14	2月7日	輸入販売業	販売禁止命令	第13条第２項	食品一般の成分規格違反（厚生労働大臣が定める基準を超えてラサロシドが検出された）	冷凍鶏肉骨付きモモ肉
15	3月5日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（ノロウイルス）	2月15日に調理し、提供した食事
16	3月5日	飲食店営業※7	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生（ノロウイルス）	2月17日に調理し、提供した食事

※7 令和元年政令第123号附則第２条の規定による従前の例による営業の許可業種です。この許可業種は、平成30年法律第46号第２条の規定により改正前食品衛生法による違反条項を適用しています。

（2）不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数

区　　分		件　　数
国、自治体等からの調査依頼		53
区内	収去、監視等により調査、指導	10
	苦情が発端で調査、指導	3
	営業者からの報告に基づき調査、指導	30
計		96

6 食品等の自主回収

令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が施行されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法又は食品表示法の違反又は違反のおそれがあり、健康被害に結び付く懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体へ報告し、その情報を厚生労働省がシステムで一元的に管理して公表する制度です。

食品等の自主回収(リコール)に関する情報は、厚生労働省の食品衛生申請等システムで確認できます。

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do

本制度の施行に伴い、平成16年から施行されていた東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和3年5月31日で廃止されました。

(1)食品衛生法第58条に規定する自主回収(リコール)報告

No.	届出日	回収食品等	自主回収の理由
1	4月18日	チョコレート類	異物混入
2	6月30日	野菜漬け物	細菌汚染の疑い
3	8月18日	水産食品	加熱不足
4	9月5日	グミ	新規指定薬物の含有
5	9月5日	リキュール	新規指定薬物の含有
6	9月7日	グミ	新規指定薬物の含有
7	9月7日	グミ	新規指定薬物の含有
8	9月14日	くん製魚介類	カビの発生
9	11月14日	焼き菓子	カビ発生のおそれ
10	3月11日	焼き菓子	異物混入
11	3月24日	いかの塩辛	紅麹原料に意図しない成分が含まれているおそれ
12	3月29日	大麦若葉含有食品	紅麹原料に意図しない成分が含まれているおそれ

(2)食品表示法第10条の2に規定する自主回収(リコール)報告

No.	届出日	回収食品等	自主回収の理由
1	4月25日	パスタ詰合せ	賞味期限の誤記載
2	4月27日	焼きそば	アレルギー表示の欠落
3	8月15日	焼ちくわ	アレルギー表示の欠落
4	8月22日	焼き菓子	アレルギー表示の欠落　他
5	8月24日	揚げ物類	アレルギー表示の欠落
6	9月25日	コロッケ	アレルギー表示の欠落
7	10月26日	おにぎり	アレルギー表示の欠落
8	11月17日	焼鳥串盛合せ	保存温度の誤記載
9	11月22日	チョコレート類	アレルギー表示の欠落
10	12月8日	クリーム	賞味期限及び保存温度の誤記載
11	12月8日	調理冷凍食品	アレルギー表示の欠落
12	12月11日	焼き菓子	賞味期限の誤記載
13	1月22日	塩たらこ	アレルギー表示の欠落　他
14	2月28日	揚かまぼこ	アレルギー表示の欠落
15	3月5日	ワンタン	アレルギー表示の欠落
16	3月23日	ぎょうざ	アレルギー表示の欠落

(3)法令の対象とならない食品等の回収報告

年　　度	件　　数
令和5年度	11
令和4年度	8
令和3年度	5
令和2年度	19
令和元年度	10

7 食品等に関する苦情・相談

食品や食品取扱施設に関する申し出を受け、速やかに取扱い状況等の調査を行い適切な処置と解決に努めたほか、営業許可や食品の表示方法等に関する相談も受け付けました。

また、営業許可に関する公的機関等からの各種照会に対する回答や港区情報公開条例に基づく情報公開を行いました。

(1)食品等に関する苦情

	総数	食品に異物混入	食品の腐敗・変敗異味・異臭カビ・変質	食品の安全性・表示	食品の取扱不良	施設の衛生	有症苦情	路上営業者	その他
令和5年度	187	28	10	9	26	25	82	-	7
令和4年度	173	20	13	2	21	15	88	3	11
令和3年度	164	32	8	6	20	14	65	-	19
令和2年度	176	29	10	3	18	14	63	4	35
令和元年度	271	48	9	11	27	31	89	7	49

(2)食品事業者等からの受付・相談

総数	許認可等の受付・相談	表示の相談	その他の相談
27,385	23,335	836	3,214

(3)営業許可に関する照会

照会件数	対象施設数
401	1, 234

(4)情報公開請求実施状況

請求件数	対象施設数
82	166,478

8 食品衛生普及啓発事業

食品等事業者や区民等を対象に講習会等を実施し食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて食品衛生に関する意見交換を行いました。

また、広報みなとや動画配信、SNS、各種イベント等を通じて食品衛生情報を提供しました。

(1)食品衛生講習会

開催数	参加人数	形　式		対　象			
		講習会	その他	一般住民	食品関係者	地域団体	その他
54	1,262	52	2	108	908	185	61

(2)講習会以外の普及啓発・意見交換

時期	事業名	主な内容
6月	令和４年度（２０２２年度）港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食中毒予防	夏場の食中毒とその対策について、広報みなとに記事を掲載しました。
7-8月	港区食品衛生月間	みなと保健所で食品衛生パネル展示、区設掲示板でポスター掲示、作成した動画のX（旧Twitter）投稿及び電光掲示板での放映等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
10月	食品衛生フェスティバル	みなと区民まつり会場において、食品衛生街頭相談及び手洗い体験コーナーを設置しました。
11月	冬場の食中毒予防	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなとに記事を掲載しました。
11月	令和6年（2024年）港区食中毒予防カレンダー	令和6年（2024年）港区食中毒予防カレンダーを発行し、食品等事業者や区民に配布しました。
11-1月	第25回港区食品衛生消費者懇談会（集合形式、オンライン形式）	集合形式では冷凍食品の特徴と活用方法について専門家に講演いただき、冷凍食品への理解を深めました。オンライン形式では、保健所、みなと食品衛生協会及び食品衛生推進員が協働で作成した「家庭における食中毒予防のポイント」、「異物混入事例集3」及び「冷凍食品とはどんなもの？」の動画を公開し、区民等に食品衛生の普及啓発を行いました。
1-2月	令和６年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画（素案）の公表と意見募集	令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画（素案）を公表し、意見を募集しました。
3月	令和６年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画の公表	令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画を公表しました。

通年	食品衛生推進員活動	みなと保健所が主催する各種食品衛生事業を食品衛生推進員と協力して行いました。また、6月、1月には食品衛生推進員会議で行政との意見交換を実施しました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

9 調理師・製菓衛生師免許

年1回実施される、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書をみなと保健所、各総合支所の窓口で配布しました。また、調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行いました。

調理師・製菓衛生師免許経由事務数

区　　分	総　　数
調理師	57
製菓衛生師	2

別表1 改正後食品衛生法第55条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導件数
		新規	更新		
令和5年度総数	8,445	3,432	2	487	7,684
飲食店営業	7,233	3,022	2	447	6,784
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	23	17	-	1	29
食肉販売業	148	47	-	4	102
魚介類販売業	64	29	-	4	62
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	7	4	-	1	9
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	456	150	-	11	325
アイスクリーム類製造業	9	2	-	-	8
乳製品製造業	2	1	-	-	3
清涼飲料水製造業	1	1	-	-	2
食肉製品製造業	4	1	-	-	6
水産製品製造業	11	5	-	-	10
氷雪製造業	1	1	-	-	2
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	3	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
酒類製造業	7	3	-	-	8
豆腐製造業	3	1	-	-	4
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	10	4	-	1	13
そうざい製造業	417	132	-	15	284
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	2	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	20	4	-	1	11
密封包装食品製造業	9	1	-	-	3
食品の小分け業	12	6	-	1	16
添加物製造業	1	1	-	1	3

別表2　改正前食品衛生法第52条に規定する営業（詳細）

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導件数
		新規	更新		
令和5年度総数	11,149	-	-	3,037	1,897
飲食店営業	8,720	-	-	2,428	1,636
喫茶店営業	586	-	-	303	14
菓子製造業	823	-	-	173	109
あん類製造業	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	85	-	-	14	14
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	7	-	-	2	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳類販売業	-	-	-	-	-
食肉処理業	14	-	-	3	12
食肉販売業	285	-	-	25	27
食肉製品製造業	4	-	-	1	3
魚介類販売業	113	-	-	21	22
魚介類せり売営業	-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	12	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
氷雪製造業	1	-	-	-	-
氷雪販売業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	1	-	-	-	-
醤油製造業	1	-	-	-	-
ソース類製造業	7	-	-	1	-
酒類製造業	4	-	-	1	-
豆腐製造業	5	-	-	-	12
納豆製造業	-	-	-	-	-
めん類製造業	19	-	-	5	-
そうざい製造業	452	-	-	59	43
缶詰又は瓶詰食品製造業	3	-	-	1	5
添加物製造業	3	-	-	-	-

別表3　改正食品衛生法第57条の規定による届出（詳細）

	施設数	届出件数	廃業数	監視指導件数
令和5年度総数	7,083	1,165	364	386
魚介類販売業（包装）	39	21	12	10
食肉販売業（包装）	50	14	8	6
乳類販売業	495	18	5	6
氷雪販売業	2	-	-	-
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	2,019	148	24	-
弁当販売業	295	99	37	27
野菜果物販売業	108	48	22	4
米穀類販売業	14	5	3	8
通信販売・訪問販売による販売業	30	5	-	-
コンビニエンスストア	446	46	27	64
百貨店、総合スーパー	82	10	5	13
自動販売機による営業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	406	105	22	-
その他の食料・飲料販売業	2,682	536	178	190
添加物製造・加工業（法第13条1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1	-	-
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	50	15	4	4
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-
調味料製造・加工業	45	7	2	6
糖類製造・加工業	-	-	-	-
精穀・製粉業	4	-	-	-
製茶業	21	6	-	2
海藻製造・加工業	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	32	12	3	-
行商	107	43	-	9
集団給食施設	141	21	10	37
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	-	-	-	-
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-
その他	13	5	2	-

発行番号 2024053－4211

令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和6年（2024年）6月発行

【編集・発行】港区みなと保健所生活衛生課
〒108－8315　港区三田1－4－10
電話　03－6400－0047